

議案第 80 号

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市消防関係事務手数料条例（平成 13 年さいたま市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 [略]		1 [略]	
2 法第 11 条第 1 項前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査		2 法第 11 条第 1 項前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	
(1) [略]	[略]	(1) [略]	[略]
(2) 貯蔵所		(2) 貯蔵所	
ア・イ [略]	[略]	ア・イ [略]	[略]
ウ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	1 件につき <u>570,000</u> 円	ウ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	1 件につき <u>530,000</u> 円
エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令		エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令	

(平成12年自治省令第5号)第1条の2に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。)、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所(浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち、同令第1条の3に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)

- | | |
|---|----------------------------|
| ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの | 1件につき
<u>880,000円</u> |
| イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの | 1件につき
<u>1,070,000円</u> |
| ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの | 1件につき
<u>1,200,000円</u> |
| エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの | 1件につき
<u>1,520,000円</u> |
| オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの | 1件につき
<u>1,780,000円</u> |
| カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの | 1件につき
<u>4,070,000円</u> |
| キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの | 1件につき
<u>5,340,000円</u> |

(平成12年自治省令第5号)第1条の2に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。)、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所(浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち、同令第1条の3に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)

- | | |
|---|----------------------------|
| ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの | 1件につき
<u>830,000円</u> |
| イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの | 1件につき
<u>1,010,000円</u> |
| ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの | 1件につき
<u>1,120,000円</u> |
| エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの | 1件につき
<u>1,420,000円</u> |
| オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの | 1件につき
<u>1,660,000円</u> |
| カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの | 1件につき
<u>3,880,000円</u> |
| キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの | 1件につき
<u>5,100,000円</u> |

(ア) 危険物の貯蔵最大 数量が400,000 キロリットル以上 のもの	1件につき <u>6,490,000円</u>
オ 浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所又は浮き 蓋付特定屋外タンク貯 蔵所	
(イ) 危険物の貯蔵最大 数量が1,000キ ロリットル以上5, 000キロリットル 未満のもの	1件につき <u>1,180,000円</u>
(ロ) 危険物の貯蔵最大 数量が5,000キ ロリットル以上10 ,000キロリット ル未満のもの	1件につき <u>1,410,000円</u>
(ハ) 危険物の貯蔵最大 数量が10,000 キロリットル以上5 0,000キロリッ トル未満のもの	1件につき <u>1,580,000円</u>
(ニ) 危険物の貯蔵最大 数量が50,000 キロリットル以上1 00,000キロリ ットル未満のもの	1件につき <u>1,940,000円</u>
(ホ) 危険物の貯蔵最大 数量が100,00 0キロリットル以上 200,000キロ リットル未満のもの	1件につき <u>2,260,000円</u>
(ヘ) 危険物の貯蔵最大 数量が200,00 0キロリットル以上 300,000キロ リットル未満のもの	1件につき <u>4,550,000円</u>
(ニ) 危険物の貯蔵最大 数量が300,00 0キロリットル以上 400,000キロ リットル未満のもの	1件につき <u>5,820,000円</u>
(ホ) 危険物の貯蔵最大 数量が400,00 0キロリットル以上 のもの	1件につき <u>7,070,000円</u>
カ 岩盤タンクに係る屋	

(ア) 危険物の貯蔵最大 数量が400,000 キロリットル以上 のもの	1件につき <u>6,290,000円</u>
オ 浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所又は浮き 蓋付特定屋外タンク貯 蔵所	
(イ) 危険物の貯蔵最大 数量が1,000キ ロリットル以上5, 000キロリットル 未満のもの	1件につき <u>1,130,000円</u>
(ロ) 危険物の貯蔵最大 数量が5,000キ ロリットル以上10 ,000キロリット ル未満のもの	1件につき <u>1,340,000円</u>
(ハ) 危険物の貯蔵最大 数量が10,000 キロリットル以上5 0,000キロリッ トル未満のもの	1件につき <u>1,500,000円</u>
(ニ) 危険物の貯蔵最大 数量が50,000 キロリットル以上1 00,000キロリ ットル未満のもの	1件につき <u>1,830,000円</u>
(ホ) 危険物の貯蔵最大 数量が100,00 0キロリットル以上 200,000キロ リットル未満のもの	1件につき <u>2,140,000円</u>
(ヘ) 危険物の貯蔵最大 数量が200,00 0キロリットル以上 300,000キロ リットル未満のもの	1件につき <u>4,350,000円</u>
(ニ) 危険物の貯蔵最大 数量が300,00 0キロリットル以上 400,000キロ リットル未満のもの	1件につき <u>5,570,000円</u>
(ホ) 危険物の貯蔵最大 数量が400,00 0キロリットル以上 のもの	1件につき <u>6,770,000円</u>
カ 岩盤タンクに係る屋	

外タンク貯蔵所	
(7) 危険物の貯蔵最大 数量が400,000 キロリットル未満 のもの	1件につき <u>5,930,000円</u>
(4) 危険物の貯蔵最大 数量が400,000 キロリットル以上 500,000キロ リットル未満のもの	1件につき <u>7,470,000円</u>
(5) 危険物の貯蔵最大 数量が500,000 キロリットル以上 のもの	1件につき <u>10,900,000円</u>
キ～シ [略]	[略]
(3) [略]	[略]

3～5 [略]

6 法第11条の2第1項及 び危険物の規制に関する政 令第8条の2第7項の規定 による危険物の製造所、貯 蔵所又は取扱所の完成検査 前検査	
(1) 製造所、貯蔵所又は取 扱所の設置の許可に係る 完成検査前検査	
ア・イ [略]	[略]
ウ 基礎・地盤検査	
(7) 危険物の貯蔵最大 数量が1,000キ ロリットル以上5, 000キロリットル 未満の特定屋外タン ク貯蔵所	1件につき <u>420,000円</u>
(4) 危険物の貯蔵最大 数量が5,000キ ロリットル以上10 ,000キロリット ル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所	1件につき <u>560,000円</u>
(5) 危険物の貯蔵最大 数量が10,000 キロリットル以上5 0,000キロリッ トル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1件につき <u>730,000円</u>
(2) 危険物の貯蔵最大	1件につき

外タンク貯蔵所	
(7) 危険物の貯蔵最大 数量が400,000 キロリットル未満 のもの	1件につき <u>5,750,000円</u>
(4) 危険物の貯蔵最大 数量が400,000 キロリットル以上 500,000キロ リットル未満のもの	1件につき <u>7,250,000円</u>
(5) 危険物の貯蔵最大 数量が500,000 キロリットル以上 のもの	1件につき <u>10,700,000円</u>
キ～シ [略]	[略]
(3) [略]	[略]

3～5 [略]

6 法第11条の2第1項及 び危険物の規制に関する政 令第8条の2第7項の規定 による危険物の製造所、貯 蔵所又は取扱所の完成検査 前検査	
(1) 製造所、貯蔵所又は取 扱所の設置の許可に係る 完成検査前検査	
ア・イ [略]	[略]
ウ 基礎・地盤検査	
(7) 危険物の貯蔵最大 数量が1,000キ ロリットル以上5, 000キロリットル 未満の特定屋外タン ク貯蔵所	1件につき <u>410,000円</u>
(4) 危険物の貯蔵最大 数量が5,000キ ロリットル以上10 ,000キロリット ル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所	1件につき <u>540,000円</u>
(5) 危険物の貯蔵最大 数量が10,000 キロリットル以上5 0,000キロリッ トル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1件につき <u>700,000円</u>
(2) 危険物の貯蔵最大	1件につき

数量が50,000 キロリットル以上1 00,000キロリ ットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所	<u>960,000円</u>
(ア) 危険物の貯蔵最大 数量が100,00 0キロリットル以上 200,000キロ リットル未満の特定 屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,090,000円</u>
(イ) 危険物の貯蔵最大 数量が200,00 0キロリットル以上 300,000キロ リットル未満の特定 屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,660,000円</u>
(ロ) 危険物の貯蔵最大 数量が300,00 0キロリットル以上 400,000キロ リットル未満の特定 屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,900,000円</u>
(ハ) 危険物の貯蔵最大 数量が400,00 0キロリットル以上 の特定屋外タンク貯 蔵所	1件につき <u>2,120,000円</u>
エ 溶接部検査	
(ア) 危険物の貯蔵最大 数量が1,000キ ロリットル以上5, 000キロリットル 未満の特定屋外タン ク貯蔵所	1件につき <u>530,000円</u>
(イ) 危険物の貯蔵最大 数量が5,000キ ロリットル以上10 ,000キロリット ル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所	1件につき <u>680,000円</u>
(ロ) 危険物の貯蔵最大 数量が10,000 キロリットル以上5 0,000キロリッ トル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1件につき <u>1,030,000円</u>
(ハ) 危険物の貯蔵最大	1件につき

数量が50,000 キロリットル以上1 00,000キロリ ットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所	<u>920,000円</u>
(ア) 危険物の貯蔵最大 数量が100,00 0キロリットル以上 200,000キロ リットル未満の特定 屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,040,000円</u>
(イ) 危険物の貯蔵最大 数量が200,00 0キロリットル以上 300,000キロ リットル未満の特定 屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,600,000円</u>
(ロ) 危険物の貯蔵最大 数量が300,00 0キロリットル以上 400,000キロ リットル未満の特定 屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,820,000円</u>
(ハ) 危険物の貯蔵最大 数量が400,00 0キロリットル以上 の特定屋外タンク貯 蔵所	1件につき <u>2,030,000円</u>
エ 溶接部検査	
(ア) 危険物の貯蔵最大 数量が1,000キ ロリットル以上5, 000キロリットル 未満の特定屋外タン ク貯蔵所	1件につき <u>490,000円</u>
(イ) 危険物の貯蔵最大 数量が5,000キ ロリットル以上10 ,000キロリット ル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所	1件につき <u>630,000円</u>
(ロ) 危険物の貯蔵最大 数量が10,000 キロリットル以上5 0,000キロリッ トル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1件につき <u>990,000円</u>
(ハ) 危険物の貯蔵最大	1件につき

<p>数量が50,000 キロリットル以上1 00,000キロリ ットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所</p>	<p>1,410, <u>000円</u></p>
<p>(ア) 危険物の貯蔵最大 数量が100,00 0キロリットル以上 200,000キロ リットル未満の特定 屋外タンク貯蔵所</p>	<p>1件につき 1,780, <u>000円</u></p>
<p>(イ) 危険物の貯蔵最大 数量が200,00 0キロリットル以上 300,000キロ リットル未満の特定 屋外タンク貯蔵所</p>	<p>1件につき 3,430, <u>000円</u></p>
<p>(ロ) 危険物の貯蔵最大 数量が300,00 0キロリットル以上 400,000キロ リットル未満の特定 屋外タンク貯蔵所</p>	<p>1件につき 4,190, <u>000円</u></p>
<p>(ハ) 危険物の貯蔵最大 数量が400,00 0キロリットル以上 の特定屋外タンク貯 蔵所</p>	<p>1件につき 4,800, <u>000円</u></p>
<p>オ 岩盤タンク検査</p>	
<p>(ア) 危険物の貯蔵最大 数量が400,00 0キロリットル未満 の屋外タンク貯蔵所</p>	<p>1件につき 9,320, <u>000円</u></p>
<p>(イ) 危険物の貯蔵最大 数量が400,00 0キロリットル以上 500,000キロ リットル未満の屋外 タンク貯蔵所</p>	<p>1件につき 12,600 ,<u>000円</u></p>
<p>(ロ) 危険物の貯蔵最大 数量が500,00 0キロリットル以上 の屋外タンク貯蔵所</p>	<p>1件につき 17,300 ,<u>000円</u></p>
<p>(2) [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>7 法第14条の3第1項又 は第2項の規定による特定 屋外タンク貯蔵所又は移送 取扱所の保安に関する検査</p>	

<p>数量が50,000 キロリットル以上1 00,000キロリ ットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所</p>	<p>1,310, <u>000円</u></p>
<p>(ア) 危険物の貯蔵最大 数量が100,00 0キロリットル以上 200,000キロ リットル未満の特定 屋外タンク貯蔵所</p>	<p>1件につき 1,720, <u>000円</u></p>
<p>(イ) 危険物の貯蔵最大 数量が200,00 0キロリットル以上 300,000キロ リットル未満の特定 屋外タンク貯蔵所</p>	<p>1件につき 3,320, <u>000円</u></p>
<p>(ロ) 危険物の貯蔵最大 数量が300,00 0キロリットル以上 400,000キロ リットル未満の特定 屋外タンク貯蔵所</p>	<p>1件につき 4,060, <u>000円</u></p>
<p>(ハ) 危険物の貯蔵最大 数量が400,00 0キロリットル以上 の特定屋外タンク貯 蔵所</p>	<p>1件につき 4,650, <u>000円</u></p>
<p>オ 岩盤タンク検査</p>	
<p>(ア) 危険物の貯蔵最大 数量が400,00 0キロリットル未満 の屋外タンク貯蔵所</p>	<p>1件につき 9,100, <u>000円</u></p>
<p>(イ) 危険物の貯蔵最大 数量が400,00 0キロリットル以上 500,000キロ リットル未満の屋外 タンク貯蔵所</p>	<p>1件につき 12,400 ,<u>000円</u></p>
<p>(ロ) 危険物の貯蔵最大 数量が500,00 0キロリットル以上 の屋外タンク貯蔵所</p>	<p>1件につき 17,000 ,<u>000円</u></p>
<p>(2) [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>7 法第14条の3第1項又 は第2項の規定による特定 屋外タンク貯蔵所又は移送 取扱所の保安に関する検査</p>	

(1) 特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外 タンク貯蔵所を除く。)	
ア 危険物の貯蔵最大数 量が1,000キロリ ットル以上5,000 キロリットル未満の もの	1件につき <u>320,000</u> 円
イ 危険物の貯蔵最大数 量が5,000キロリ ットル以上10,000 キロリットル未満の もの	1件につき <u>460,000</u> 円
ウ 危険物の貯蔵最大数 量が10,000キロ リットル以上50,000 キロリットル未満 のもの	1件につき <u>750,000</u> 円
エ 危険物の貯蔵最大数 量が50,000キロ リットル以上100,000 キロリットル未 満のもの	1件につき <u>1,020,000</u> 円
オ 危険物の貯蔵最大数 量が100,000キ ロリットル以上200,000 キロリットル 未満のもの	1件につき <u>1,300,000</u> 円
カ 危険物の貯蔵最大数 量が200,000キ ロリットル以上300,000 キロリットル 未満のもの	1件につき <u>3,150,000</u> 円
キ 危険物の貯蔵最大数 量が300,000キ ロリットル以上400,000 キロリットル 未満のもの	1件につき <u>3,870,000</u> 円
ク 危険物の貯蔵最大数 量が400,000キ ロリットル以上のもの	1件につき <u>4,460,000</u> 円
(2) 岩盤タンクに係る特定 屋外タンク貯蔵所	
ア 危険物の貯蔵最大数 量が1,000キロリ ットル以上400,000 キロリットル未 満のもの	1件につき <u>2,690,000</u> 円

(1) 特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外 タンク貯蔵所を除く。)	
ア 危険物の貯蔵最大数 量が1,000キロリ ットル以上5,000 キロリットル未満の もの	1件につき <u>310,000</u> 円
イ 危険物の貯蔵最大数 量が5,000キロリ ットル以上10,000 キロリットル未満の もの	1件につき <u>430,000</u> 円
ウ 危険物の貯蔵最大数 量が10,000キロ リットル以上50,000 キロリットル未満 のもの	1件につき <u>720,000</u> 円
エ 危険物の貯蔵最大数 量が50,000キロ リットル以上100,000 キロリットル未 満のもの	1件につき <u>960,000</u> 円
オ 危険物の貯蔵最大数 量が100,000キ ロリットル以上200,000 キロリットル 未満のもの	1件につき <u>1,210,000</u> 円
カ 危険物の貯蔵最大数 量が200,000キ ロリットル以上300,000 キロリットル 未満のもの	1件につき <u>2,950,000</u> 円
キ 危険物の貯蔵最大数 量が300,000キ ロリットル以上400,000 キロリットル 未満のもの	1件につき <u>3,620,000</u> 円
ク 危険物の貯蔵最大数 量が400,000キ ロリットル以上のもの	1件につき <u>4,170,000</u> 円
(2) 岩盤タンクに係る特定 屋外タンク貯蔵所	
ア 危険物の貯蔵最大数 量が1,000キロリ ットル以上400,000 キロリットル未 満のもの	1件につき <u>2,660,000</u> 円

イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>3,230,000円</u>
ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1件につき <u>4,830,000円</u>
(3) [略]	[略]

8～15 [略]

16 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定による高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	
(1) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者（次号に掲げる者を除く。）	
ア 処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この項、次項及び第22項において同じ。）が10,000,000立方メートル以上の設備	1件につき 560,000円
イ 処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 340,000円
ウ 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 220,000円
エ 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき 140,000円
オ 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1件につき 110,000円
カ 処理容積が5,000立方メートル以上2	1件につき 86,000

イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>3,190,000円</u>
ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1件につき <u>4,790,000円</u>
(3) [略]	[略]

8～15 [略]

--	--

5,000立方メートル未満の設備	円
キ 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき 68,000円
ク 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき 54,000円
ケ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき 31,000円
(2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。次項及び第22項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	
ア 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件につき 91,000円
イ 処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 75,000円
ウ 処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 60,000円
エ 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 44,000円
オ 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき 27,000円
カ 処理容積が25,000立方メートル以上	1件につき 21,000円

100,000立方メートル未満の設備	円
キ 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき 16,000円
ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき 13,000円
ケ 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき 11,000円
コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき 7,400円
(3) 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する者	
ア 冷凍能力が3,000トン以上の設備	1件につき 110,000円
イ 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	1件につき 87,000円
ウ 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	1件につき 68,000円
エ 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	1件につき 54,000円
オ 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	1件につき 36,000円
17 高圧ガス保安法第14条第1項の規定による高圧ガスの製造のための施設的位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査	
(1) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（次号に掲げる者を除く。	

ア	変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。）に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合	1件につき 370,000円
イ	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 220,000円
ウ	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 150,000円
エ	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 93,000円
オ	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 69,000円
カ	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 61,000円
キ	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比	1件につき 57,000円

して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	円
ク 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 39,000円
ケ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合	1件につき 26,000円
コ その他の場合	1件につき 16,000円
(2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	
ア 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合	1件につき 65,000円
イ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 53,000円
ウ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 44,000円
エ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 31,000円

オ 変更後の処理容積が
変更前の処理容積に比
して100,000立
方メートル以上500
,000立方メートル
未満増加する場合

1件につき
18,000
円

カ 変更後の処理容積が
変更前の処理容積に比
して25,000立方
メートル以上100,
000立方メートル未
満増加する場合

1件につき
14,000
円

キ 変更後の処理容積が
変更前の処理容積に比
して5,000立方メ
ートル以上25,00
0立方メートル未満増
加する場合

1件につき
12,000
円

ク 変更後の処理容積が
変更前の処理容積に比
して1,000立方メ
ートル以上5,000
立方メートル未満増
加する場合

1件につき
9,200円

ケ 変更後の処理容積が
変更前の処理容積に比
して200立方メー
トル以上1,000立方
メートル未満増加する
場合

1件につき
8,200円

コ 変更後の処理容積が
変更前の処理容積に比
して200立方メー
トル未満増加する場合

1件につき
5,100円

サ その他の場合

1件につき
3,200円

(3) 高圧ガス保安法第5条
第1項第2号に該当する
同項の許可を受けた者

ア 変更後の冷凍能力が
変更前の冷凍能力（当
該変更が設備の全部又
は一部を撤去し、当該
撤去する設備に代えて
新たに設備を設置する
ものである場合にあっ
ては、変更前の冷凍能
力から当該撤去する設
備に係る冷凍能力を控

1件につき
69,000
円

<p>除した能力。以下この項において同じ。)に比して3,000トン以上増加する場合</p> <p>イ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合</p> <p>ウ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合</p> <p>エ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合</p> <p>オ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合</p> <p>カ その他の場合</p>	<p>1件につき 62,000円</p> <p>1件につき 55,000円</p> <p>1件につき 38,000円</p> <p>1件につき 30,000円</p> <p>1件につき 16,000円</p>
<p>18 高圧ガス保安法第16条第1項の規定による高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 25,000円</p>
<p>19 高圧ガス保安法第19条第1項の規定による第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合</p> <p>(2) その他の場合</p>	<p>1件につき 14,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p>
<p>20 高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定による高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査</p> <p>(1) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定による高</p>	<p>第16項各号に掲げる高圧</p>

圧ガスの製造のための施設の完成検査

ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高压ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6, 100円）

(2) 高压ガス保安法第20条第1項の規定による第一種貯蔵所の完成検査

1件につき
18, 750円

(3) 高压ガス保安法第20条第3項の規定による高压ガスの製造のための施設の完成検査

第17項各号に掲げる高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申

<p>(4) 高圧ガス保安法第20条第3項の規定による第一種貯蔵所の完成検査</p>	<p>請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）</p> <p>前項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額</p>
<p>21 高圧ガス保安法第22条第1項の規定による輸入をした高圧ガス及びその容器の検査</p> <p>(1) 容積1,000立方メートル以上（液化ガスにあつては、質量10トン以上）の高圧ガスに係る検査</p> <p>(2) 容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量3トン以上10トン未満）の高圧ガスに係る検査</p> <p>(3) 容積300立方メートル</p>	<p>1件につき 27,000円</p> <p>1件につき 21,000円</p> <p>1件につき</p>

ル未満（液化ガスにあつては、質量3トン未満）の高圧ガスに係る検査

13,000
円

22 高圧ガス保安法第35条第1項の規定による特定施設の保安検査

(1) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（次号に掲げる者を除く。）

ア 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備

1件につき
610,000円

イ 処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備

1件につき
370,000円

ウ 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備

1件につき
250,000円

エ 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備

1件につき
150,000円

オ 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備

1件につき
120,000円

カ 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備

1件につき
95,000円

キ 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備

1件につき
75,000円

ク 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備

1件につき
60,000円

ケ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備

1件につき
33,000円

(2) 高圧ガス保安法第5条
第1項第1号に該当する
同項の許可を受けた者で
あって移動式製造設備の
みを使用して高圧ガスの
製造をするもの

ア 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件につき 95,000円
イ 処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 80,000円
ウ 処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 64,000円
エ 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 47,000円
オ 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき 31,000円
カ 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1件につき 22,000円
キ 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき 20,000円
ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき 15,000円
ケ 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき 12,000円
コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき 7,700円

(3) 高圧ガス保安法第5条 第1項第2号に該当する 同項の許可を受けた者	
ア 冷凍能力が3,000 トン以上の設備	1件につき 120,000 円
イ 冷凍能力が1,000 トン以上3,000 トン未満の設備	1件につき 95,000 円
ウ 冷凍能力が300ト ン以上1,000トン 未満の設備	1件につき 76,000 円
エ 冷凍能力が100ト ン以上300トン未満 の設備	1件につき 60,000 円
オ 冷凍能力が20トン 以上100トン未満の 設備	1件につき 42,000 円

23 高圧ガス保安法施行令 (平成9年政令第20号) 第18条第2項第3号の規 定に基づく高圧ガス保安法 第44条第1項に規定する 容器検査又は同令第18条 第2項第4号の規定による 同法第49条第1項に規定 する容器再検査	
(1) 温度零下50度以下の 液化ガスを充填するた めの容器に係る容器検査 又は容器再検査	
ア 内容積1,000リ ットル以上の容器	1個につき1 6,000円 に1,000 リットル又は 1,000リ ットルに満た ない端数を増 すごとに1, 600円を加 えた金額
イ 内容積500リット ル以上1,000リッ トル未満の容器	1個につき 16,000 円
ウ 内容積500リット ル未満の容器	1個につき 6,600円
(2) 繊維強化プラスチック 複合容器又は圧縮天然ガ	

ス自動車燃料装置用容器
(前号に規定する容器を
除く。)に係る容器検査
又は容器再検査

ア 内容積150リットル以上の容器 1個につき320円
に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた金額

イ 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 1個につき320円

ウ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき260円

エ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき160円

オ 内容積1リットル未満の容器 1個につき150円

(3) 高強度鋼容器(前2号に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査

ア 内容積30リットル以上の容器 1個につき210円
に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額

イ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき210円

ウ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき160円

エ 内容積1リットル未満の容器 1個につき140円

(4) その他の容器に係る容器検査又は容器再検査

ア 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき7,100円
に1,000リ

	ットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた金額
イ 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	1個につき 7,100円
ウ 内容積150リットル以上500リットル未満の容器	1個につき 800円
エ 内容積30リットル以上150リットル未満の容器	1個につき 210円
オ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき 170円
カ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき 110円
キ 内容積1リットル未満の容器	1個につき 80円

24 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第6号の規定による高圧ガス保安法第49条の2第1項に規定する附属品検査又は同令第18条第2項第7号の規定による同法第49条の4第1項に規定する附属品再検査	
(1) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査	
ア 内容積150リットル以上の容器	1個につき 31円
イ 内容積150リットル未満の容器	1個につき 24円
(2) その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査	
ア 内容積1,000リットル以上の容器	1個につき 1,100円

イ 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	1個につき 540円
ウ 内容積500リットル未満の容器	1個につき 21円
25 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第8号の規定による高圧ガス保安法第50条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査	1件につき 16,000円
26 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定による高圧ガス保安法第54条第2項に規定する容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	1件につき 1,400円
27 液化石油ガス法第37条の4第1項の規定による充填設備による液化石油ガスの充填の許可の申請に対する審査	28,000円に充填設備の数を乗じて得た金額
28 液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定による充填設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	17,000円に充填設備の数を乗じて得た金額
29 液化石油ガス法第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定による同法第37条の4第1項の許可に係る充填設備の完成検査	36,000円に充填設備の数を乗じて得た金額
30 液化石油ガス法第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定による同法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の許可に係る充填設備の完成検査	27,000円に充填設備の数を乗じて得た金額
31 液化石油ガス法第37条の6第1項の規定による充填設備の保安検査	27,000円に充填設備の数を乗じて得た金額

32 [略]

16 [略]

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。